

府省庁等	関連文書	概要(抜粋)
内閣府	第5次男女共同参画基本計画(第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進)(2020年12月25日)	2. 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進 (2)具体的な取組 ① 体格や身体 of 構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発を実施し、より有効な研究成果を生み出し、その研究成果を社会の向上に役立てる。【内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係府省】
内閣府	第6期科学技術・イノベーション基本計画(2021年3月26日)	(1)多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築 (b)あるべき姿とその実現に向けた方向性 研究のダイバーシティの確保やジェンダード・イノベーション創出に向け、指導的立場も含め女性研究者の更なる活躍を進めるとともに、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破することで、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていく。
内閣府	男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(2023年2月8日)	2. 男女共同参画や人材育成等の視点に配慮した主な取組 関係府省及び配分機関は各事業の性格等を考慮し、以下の項目について対応していくこととする。 (1)男女共同参画や性差の視点を踏まえた研究の促進 ① 体格や身体 of 構造と機能の違いなど、性差を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及び恐れのある研究開発については、性差を考慮して実施すべき旨を公募要領に記載すること。
内閣府	女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024(女性版骨太の方針2024)(2024年6月11日)	IV女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化 女性と男性では、体格や身体 of 構造・機能の違い、加齢に伴う変化の違いなどの性差があり、表面的には男女に中立的な施策であっても、実際には一方の性の視点のみに立脚しており、もう一方の性には必ずしも適切に当てはまらないものとなっており、効果を十全に発揮できない場合があることについて、近年、新たな知見が蓄積されつつあり、性差の視点を踏まえてイノベーションを創出する「ジェンダード・イノベーション」も広がりを見せている。
内閣府	男女共同参画白書 令和4年版(第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進)(2024年12月28日一部変更閣議決定)	2. 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の推進 ① 体格や身体 of 構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発の実施が促進されるよう、競争的研究費に関する関係府省申合せを踏まえた取組を推進している。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】
内閣府	医療分野研究開発推進計画(2025年2月18日)	3.1 世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発 (3)8つの統合プロジェクト ⑤ データ利活用・ライフコースプロジェクト ・ 生殖・妊娠期から老年期までのライフコース視点や性差に基づく健康課題対策に資する研究開発 (4)疾患領域に関連した研究開発 (ライフコース) ・ 成育、小児・周産期、女性を中心に、将来世代への影響も考慮した負担の少ない不妊治療、胎児治療及び周産期合併症に対する治療を含む周産期及び小児の医薬品等の開発、こども及び妊産婦のメンタルヘルスの改善に向けた研究開発を推進する。また、性差や女性ホルモン等の影響による健康課題への対策等に資する研究、医療データを活用した女性特有の疾病等の予防及び治療に資するエビデンス創出と新たな介入方法の開発に取り組む。 (5)全8統合プロジェクトに共通する取組⑤ その他の取組事項 ・ 成果の社会実装段階で、体格や身体 of 構造と機能の違いなど性差による不適切な影響が及び恐れが生じないよう、ジェンダード・イノベーションの概念を取り入れ、計画段階から研究開発のプロセスに性差分析を組み込む等の対応を行う。

府省庁等	関連文書	概要(抜粋)
内閣府	第7期科学技術・イノベーション基本計画(2026年3月27日)	6.第7期基本計画の方針 (3)科学技術・イノベーション政策の推進に際しての留意事項 従来の価値観にとらわれないイノベーションの多様化を推進していく。例えば、小児期、青年期、壮年期、中年期、高齢期といった様々なライフステージにおける健康の実現を目指していくほか、計画段階から研究開発のプロセスに「性」等の考慮を取り入れるなどの「ジェンダード・イノベーション」(*)を推進する。 *ジェンダード・イノベーション:性差に基づいた分析とその結果を考慮しながら、イノベーションを創出すること。なお、年齢、人種、障害、社会経済的状況などの重なりを考慮する交差性分析も含まれる。

府省庁等	関連文書	概要(抜粋)
内閣府	女性活躍・男女共同参画の重点方針2026 (女性版骨太の方針2026)(2026年6月25日)	1.「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進 ・女性の健康総合センター等において、AMEDや関係府省などの各種研究事業を活用しながら、医薬品・医療機器の開発も含め女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等を推進するとともに、同センターを始めとするネットワークにおいて、女性の健康に関する科学的エビデンスの創出を強化していくため、データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実させる。【厚生労働省】 ・医師養成課程における、性差を考慮した医療に関する教育の充実に向けた検討を行う。【文部科学省】 (2)性差に由来する健康課題に対応するための研究開発の推進 ・バイオバンクにおけるゲノム・オミックス情報や臨床情報等の充実により、女性の健康や性差に関する研究開発基盤を強化する。【文部科学省】 ・性差を考慮した研究提案に関して、疾病における性差の状況を含め研究者の性差に対する認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、AMEDの研究事業において、研究提案書の記載や評価における性差考慮に係る統一的なルール の策定や、性差に由来する健康・医療上の課題に関する研究公募枠の充実等に取り組む。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
内閣府	令和8年版 男女共同参画白書(2026年7月)	第2節 男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進 ① 体格や身体 の構造と機能の違いなど、性差等を考慮した研究・技術開発の実施が促進されるよう、事業の性格等に応じて性差を考慮して実施する旨を各事業の公募要領等に記載する等の取組を推進している。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁】 第1節 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ア 包括的な健康支援のための体制・環境の整備 ① 女性の身体的・精神的な健康及び性差医学に関する調査・研究を進めるとともに、性差に配慮した医療(性差医療)に関する普及啓発、医療体制整備、女性の健康について包括的な支援施策を推進する。【こども家庭庁、厚生労働省】 ④ 女性の健康総合センターを中心として、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(Japan Agency for Medical Research and Development。以下「AMED」という。)や関係府省の各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら、「ジェンダード・イノベーション」を推進する。【こども家庭庁、厚生労働省】
内閣官房	攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議	攻めの予防医療に向けて性差に由来する健康課題等への対応を推進するため、攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議を開催する。
日本学術会議	見解「性差研究に基づく科学技術・イノベーションの推進」 (2022年11月10日)	3. 見解等の内容 (1)性差を考慮した研究開発の推進 科学研究において、人間や生物が関わるあらゆる分野で性差を重要因子と捉えて研究を進めることが必要である。
日本循環器学会	循環器領域における性差医療に関するガイドライン(2010年)	I.序文 1.ガイドラインの作成にあたって 現在までのエビデンスをもとに循環器分野における性差をまとめ、提示する背景には、ガイドラインが作成されることにより、この分野における研究が加速されることを狙っている。通常のガイドラインは既に多くの臨床知見と疫学研究が出揃ってきている、またはきつつある段階で、日常診療の標準化を目標としたマニュアル的な要素が強いものであるが、今回のガイドラインは性差医学(Gender-based Biology)の誕生そのものが 1995年と極めて新しい学問分野であるため、今後の循環器分野における基礎・臨床研究への新しい視点を提供するという側面が強い。
日本循環器学会	2024年改訂版 多様性に配慮した循環器診療ガイドライン	改訂にあたって 2010年に作成された「循環器領域における性差医療に関するガイドライン」は、日本において初めて性差に着眼し、基礎から臨床研究まで新たな視点を提供した画期的な診療指針であった。それから10年以上の歳月を経て、いっそう複雑化・多様化する社会を背景に循環器診療においても性差にとどまらない「多様性」に関する指針が求められるようになった。このため、本ガイドラインは「多様性に配慮した循環器診療ガイドライン」として全面改訂を行うことになった。

府省庁等	関連文書	概要(抜粋)
日本性差医学・医療学会	攻めの 性差医学・医療 宣言(2026年2月14日)	「攻めの性差医学・医療宣言」を発出 ―― 性差とライフコースに配慮した医療の推進に向けて ―― 日本性差医学・医療学会は、性差とライフコースに配慮した医療・研究・教育のさらなる推進を目的として、「攻めの性差医学・医療宣言」を2026年2月14日に発出。本宣言は、日本において性差医学・医療を体系的に推進する学術団体による初の宣言。